

滋賀を文化芸術で元気にしよう

施設使用料の

1/4

令和5年
9/10日
締め切り

何度でも
申請可能
です！

を支援します

申請書はこちら！



公演や展示などの活動をされる方は申請をお早めに！

自主的な基本的感染対策を行って文化芸術活動をされる方に対し、施設使用料の1/4を支援します。

- (活用例) ○ 感染対策を行って、県内ホールで有観客のコンサートをする。
○ 感染対策を行って、ギャラリー（県外も含む）で展示会をする。

対象施設

◎ 次のいずれかに該当する施設

- ① 県内の公共施設（公民館等を含む）
- ② 「対象施設一覧」に記載のある施設（県外ギャラリーを含む）
- ③ 「施設確認書」を滋賀県に提出し、承認された施設

※ 「対象施設一覧」は右の二次元コードからご確認ください。

※ 公演等を実施する施設が一覧にない場合、または地域内で実施する祭り等の伝統行事で使用する施設については、電子メールにてご相談ください。

対象施設一覧



補助額等

◎ 補助額

施設使用料（楽屋、控室、空調使用料を含む）の1/4（1,000円未満切捨て）

※ 付帯設備使用料等は対象外です。

◎ 補助対象経費

- ① 本番の公演等に使用する施設使用料
- ② 本番の公演等に加えて、本番当日とその前日、前々日に本番と同一施設内で行うリハーサル等の準備行為に使用する施設使用料

◎申請先・お問合せ先

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課

（令和5年度 文化芸術活動継続支援事業）

メール : bunkakeizoku@pref.shiga.lg.jp

電話 : 077-528-3344

受付時間 : 9時00分～12時00分

（月曜～金曜） 13時00分～17時00分

（祝日、夏季集中休暇(8月中旬)を除く）

しが 文化芸術活動



対象者

◎ 次のいずれかに該当する方

- ① 県内の施設で文化芸術活動を実施する個人または団体
- ② 県外(国内に限る)のギャラリーで個展・団体展を行う、住所または活動の拠点が滋賀県内にある個人または団体

対象となる公演等

◎ 次のすべてに該当する活動

- ① 令和5年4月1日(土)から令和5年9月30日(土)までに有観客で行う公演等
- ② 業界から提供される情報に基づき、自主的な基本的感染対策を行う公演等
 - ※ 自主的な基本的感染対策を行っていることを、「感染対策チェックリスト」(下の表)で確認します。
 - ※ 動画配信のみやチャリティーなどの公演等は対象外となります。

◎対象となる文化芸術活動分野

文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野(以下①～⑤)

- ① 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(第8条関係)
- ② 映画、漫画、アニメーションおよびコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(メディア芸術)(第9条関係)
- ③ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(第10条関係)
- ④ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(第11条関係)
- ⑤ 生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)および国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)(第12条関係)

感染対策チェックリスト

分野共通	1	来場者に向けて、ホームページ等において以下の内容を周知しますか(しましたか)。 ・発熱や体調不良時には来館や来場をお控えください。 ・施設内でのマスク着用は個人の判断となります。 混雑時や継続的な発声を伴う公演等、必要に応じて着用してください。 ・施設内での咳エチケットや手洗いの励行を推奨します。
	2	出演者やスタッフ等に向けて自主的な基本的感染対策を促しますか(しましたか)。
	3	仕込み・撤去や入退場・休憩において余裕あるスケジュール設定を促しますか(しましたか)。
音楽公演等	4	会場内では咳エチケットの推奨を求めると共に、楽屋等においては人と人との距離の確保や換気に留意しますか(しましたか)。
	5	発熱等の体調不良者は公演主催者の適切な判断を踏まえて出演の可否を検討しますか(しましたか)。

申請受付

◎申請期間

令和5年6月19日(月) ～ 令和5年9月10日(日) 【消印有効・電子メール必着】

- ※ 本番の20日前までに申請(事前申請)が必要です。
- ※ ただし、令和5年4月1日(土)から7月31日(月)に実施した公演等については、令和5年7月31日(月)までの間は、事後申請が可能です。



注意

- ・ 予算がなくなり次第終了となります。
- ・ 申請は郵送または電子メールで受け付けます。FAXによる受付は行っておりません。
- ・ 申請書はHPよりダウンロードしてください。
- ・ 申請には、書面における審査があります。
- ・ 本番終了の翌日から10日以内に報告書類を提出してください。
- ・ 詳しくは、HPに掲載している申請要項をご確認いただくか、表面の問合せ先に御連絡ください。